## (外交防衛委員会)

玉 際 電 気 通 信 衛 星 機 構 (インテルサット) に 関 する 協 定 の改正 の受諾につ ١J て 承 認 を 求 め る ഗ

件(閣条第二号)(衆議院送付)要旨

玉 際 電 気 通 信 衛 星 機 構 **イ** ンテ ル サッ ト)(以 下了 機 構 ح ١J , う。 ) は 通 信 衛 星 を 利 用 す る 玉 際 電 気 通

信 網 に ょ ij 世 界 の す ベ て の 地 域 に 対 L て 通 信手段 を 提 供す ることを目 的 として、 九 七三 年  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 兀 十 八

年 に 玉 際 電 気 通 信 衛 星 機 構 1 テ ル サ ツ <u>ا</u> に 関 す る 協 定 に ょ IJ 設 立 さ れ た 玉 際 機 関 で あ

近 年、 玉 際 衛 星 通 信 の 分 野 ば、 各 国 に お け る 通 信 自 由 化 の 流 れ ゃ 通 信 技 紨 の 急 速 な 進 歩 を 受け て、 民 間 企

業 の 参 海 底 光 ケ I ブ ル 等 サー ビ スの 多 樣 化 に ょ IJ 競 争 が 激 化 ŕ そ の 情 勢 が 急 速 に 変 化 し て

こ の ような 情 勢 の 変化 に 対 応す るため、 1000 年 平 成十二年) + 月 に 開 催 さ れ た第二十 五 締 約 玉

総 会 に お しし て、 機 構 が そ の 宇宙システ ムを 移転する会社を監督 Ų 会社によるライフライン接続 サ Ĭ ビ ス の

提 供 等 の 中 核 的 な 原 則 の 履 行 を確 保するた め に 機 構 の 目 的、 構 成等を変更することを内容とする協 定 改正 案

が採択された。改正の主な内容は次のとおりである。

機 構 ば、 会社が中核的な原則、 す なわち、 全世界的な接続及び全世界的な範囲を維持 し、 ライフライン

接 続 の 対 象と な る 顧 客 に 業務を 提 供 ŕ 会社のシステ ムヘ の 無 差 別の アクセスを 提供 するとい う原 則 を 履

行 すること を 確 保することを主 た る 目 的 とする。

機 構 は 会 社 が 中 核 的 な 原 則 を 履 行 す ることを監 督する た め、 会社と公的 業 務 契約 を締結する。

紨 上 の 細 目 つ ١J て 定 め る も <u>ග</u> 等 に 係 る 行 協 定 の 定 は 除 さ れ る。

な

ぉੑ

こ

の

改

正

は

現

行

協

定

の

規

定

に

より、

(1) こ

の

改

正

案

の

採

択

の

日

に

締

約

玉

で

あっ

た

玉

の三分の二(九

運

用

協

定

各

締

約

玉

が

指

定

す

る

雷

気

通

信

事

業

体

等

の

間

で締

結

さ

れ

る 文

書

で

あっ

て

機

構

の

運

営、

財

政

及 び

技

改

正

後

は、

会

社

が

玉

際

公

衆

電

気

通

信

業

務

を

提

供

することとなるた

め、

宇

宙

部

分

の

企

画

運

用

及

び

維

持

に 現 規 削

十六 玉 の 締 結。 ただし、 この三分の二の 締 約 国又は そ の 指定 L た署名当 事 者 が そ の 日 に 出 資 率 の 全 体 の 三

分 の二以 上を有 U ていたことを条件とする。)、 又 は (2) こ の 改正 案 の 採 択 の 日 に 締 約 玉 で あ つ た 玉 の 八 十五

パ セント 以上 (百二十三箇 国以 上 の締結) の 国 から改正の 承認、 受諾又は 批 准 の 通 告 を寄託政 府 が 受領し

た 後 九十日ですべての締 約 国 にっ ١J て効力を生ずる。